

# 保安ネットの整備状況について

令和5年3月

経済産業省産業保安グループ

# 1. 現行保安ネットの運用状況

## 2. 次期保安ネットの整備に向けて

# 1.1 現行保安ネット設置の背景

- 経済産業省では、従前の紙を主体とした行政手続業務を効率化するため、産業保安・製品安全法令に係る手続のオンライン化システム（保安ネット）を構築し、2020年1月より運用を開始。
- 年間の処理件数が多い手続等、費用対効果の高い手続から優先してオンライン化を進めている。

## 背景

- 紙を主体とした行政手続により、審査業務が煩雑化し、申請者(事業者)の申請・届出に係るコストが増大している。
- 我が国の産業保安を取り巻く内外環境の変化により、手続業務を抜本的に効率化し、余剰となったリソースを立入検査等の業務に注力することにより、監督体制を強化する必要がある。

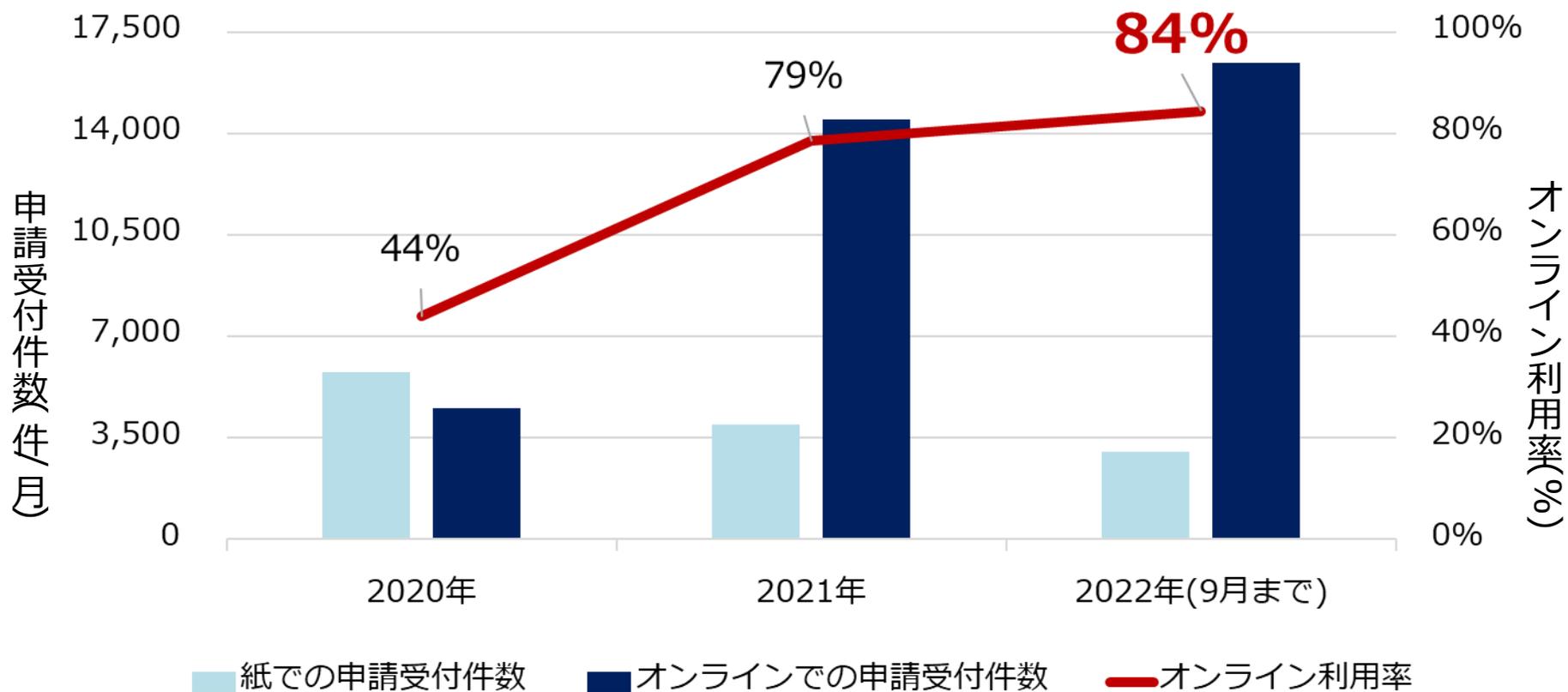
# 保安ネット

対象手続	産業保安・製品安全関連法令のうち、経済産業省本省や産業保安監督部等の国宛に提出される手続	
運用開始	2020年1月～	
機能	申請時	● 窓口まで行かなくても、オンラインで申請内容の記入、申請、審査状況の確認、交付される通知文書の確認を行うことができる。
	審査時	● 申請の内容確認、承認・決裁作業を全てシステム上で実施することができる。 ● 事業者・事業場管理機能を搭載し、過去の情報との照合を行うことができる。

## 1.2 現行保安ネット利用率の推移

- 先行してオンライン化した手続においては、2022年には月平均のオンラインでの利用率が80%を超えている。

稼働後の月平均の申請受付件数・オンライン利用率の推移



(出典) 保安ネットでの申請件数等を基に集計

## 1.3 現行保安ネットに対する評価（職員から寄せられた意見）

- 実際に使用している職員からは、保安ネットに対して、業務効率化・利便性向上に加え、管理の適正化などを評価されている一方、本省への報告作業の省略化等の更なる利便性向上への意見やデータ利活用についての課題がある。

### 職員から寄せられた意見

#### 評価できる点

- ・ 申請者(事業者)に修正を求めるのが、紙媒体・電子メールと比べて簡便、かつ処理状況の表示や履歴が残る分、利便性が高い。
- ・ 入力フォーム上で、手順どおりに入力していけばよいので、申請者(事業者)への説明が省力化。
- ・ 過去手続資料の検索・参照の手間が楽。
- ・ テレワークでも対応可能になり、働き方改革に貢献。
- ・ 文書管理・データ管理をより適正に行えるようになった。

#### 改善してほしい点

- ・ 申請・届出に不備があり、申請者(事業者)に問合せを行う際、自動でメールでも申請者(事業者)に通知される仕組みとしてほしい。
- ・ 事業者・事業場の最新の状況を、申請者(事業者)に共有もしくは公開できるようにしてほしい。
- ・ 蓄積された手続情報等を保安ネットで集計し、集計結果をいつでも確認できるようにすることで、監督部や自治体から本省への電気保安年報や高圧ガス年報等の報告作業を省略できるようにしてほしい。

1. 現行保安ネットの運用状況

2. 次期保安ネットの整備に向けて

## 2.1 次期保安ネットへのシステム更改

- 2024年4月に次期保安ネットへ更改。2025年末までに全ての行政手続をオンライン化する政府全体の指針<sup>注1</sup>を踏まえ、次期システムでは、利便性の向上を図りつつ、電子化対象手続を拡大する予定。
- また、オンライン化の対象範囲を国の事務に加え、自治体の事務も対象にしていく。



注1…規制改革実行計画（令和4年6月7日閣議決定）において、令和7年までにオンライン化する方針が決定されている。

注2…手続数は、行政手続等の棚卸結果（令和3年度調査）を基に算出。

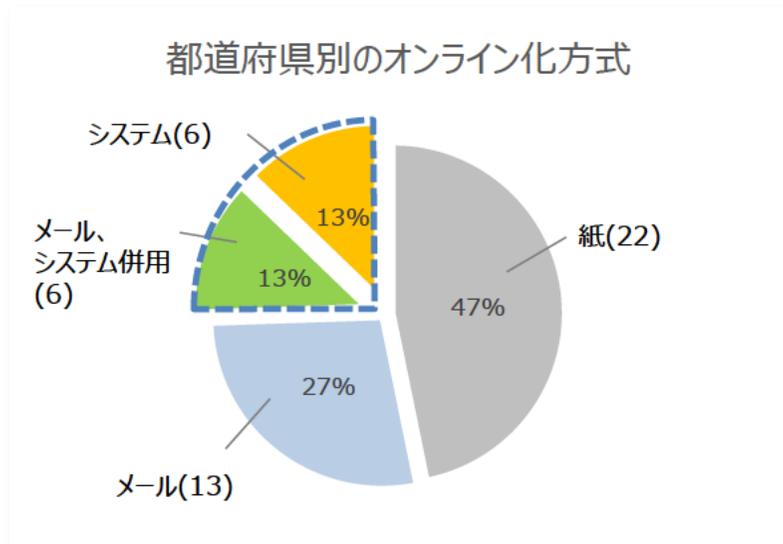
注3…手続数には、保安ネットの簡易機能で実装したのも含まれるが、これらの手続については、更改に際して、より利便性の高いオンライン化方式で再構築する予定。

注4…自治事務がある対象法律は、高圧ガス保安法、火薬取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法。

## 2.2 自治事務手続のオンライン化に向けたこれまでの取組①

- 全国自治体にアンケートを実施し、オンライン申請の導入状況やオンライン化へのニーズ、現状の手続業務の負荷等の確認を実施。

### オンライン申請の導入状況（高圧法関連手続）



\* アンケート問86より集計。都道府県の回答を集計、回答が無い自治体は紙としてカウント

システムでのオンライン申請の導入は、都道府県全体で4分の1程度にとどまる。システム導入済地域では、システム申請が可能な手続種数はまだ少なく、ほとんど利用されていない。

### オンライン化に期待する効果

分類	内容	選定率(%)
紙媒体の処理の負荷削減	紙郵送不要となり、経費を削減できる	62.7
	申請書類や添付書類の作成・封かん等作業の労力を削減できる	46.3
	申請関連書類の紙保存が不要になる	41.8
業務負荷の軽減	審査期間の短縮により、結果待ちの期間が短縮される	9.0
	形式面での不備チェック機能により差戻し修正対応が軽減される	28.4
データ活用余地	申請書類の記載項目や添付書類について、過去申請時のデータを流用できる	37.3
	ステータス表示により、電話・窓口等での問合せをせずとも審査状況が分かる	19.4

※自治体アンケート問90を元に集計 n=67 (未回答の自治体は対象外)  
 ※現在紙媒体で処理している自治体への設問

申請・審査時の業務負荷、データ活用余地、紙媒体の処理負荷に課題意識が挙げられた。中でも、紙媒体の処理負荷の削減についてオンライン化への期待が高い。

## 2.3 自治事務手続のオンライン化に向けたこれまでの取組②

- 2022年度、一部自治体にて保安ネットの疑似体験を実施。オンライン化システムへの意見や要望をヒアリングを実施。自治体からは、疑似体験等を通じて国主導のオンライン化システム（保安ネット）の導入に一定の関心を示す声が挙がった一方で、導入に対して慎重な声も寄せられた。
- 引き続き、定例会議等を通じて今後の方向性を示しながら、参加を呼びかけていくとともに、保安ネットの導入に積極的な自治体とともに、導入に当たっての課題への対応方針等を検討。

### 国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に前向きな声



まだ申請受付システムを導入しておらず、他自治体と比べて遅れを感じているため、導入を考えたい

既に申請受付システムを導入しているが、申請数がほとんどない/使いづらいため、検討したい



オンライン化促進の目標はあるものの、全庁的に対応しきれていない。自治体内のPC環境の拡充と利用可能なオンライン化システムがあれば、利用したい。



### 国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に対して慎重な声

既に申請受付システムを導入している、または導入が決まっているため切り替えは難しい



決済機能は必要だと思うが、既に導入済の会計システム等との連携は難しい

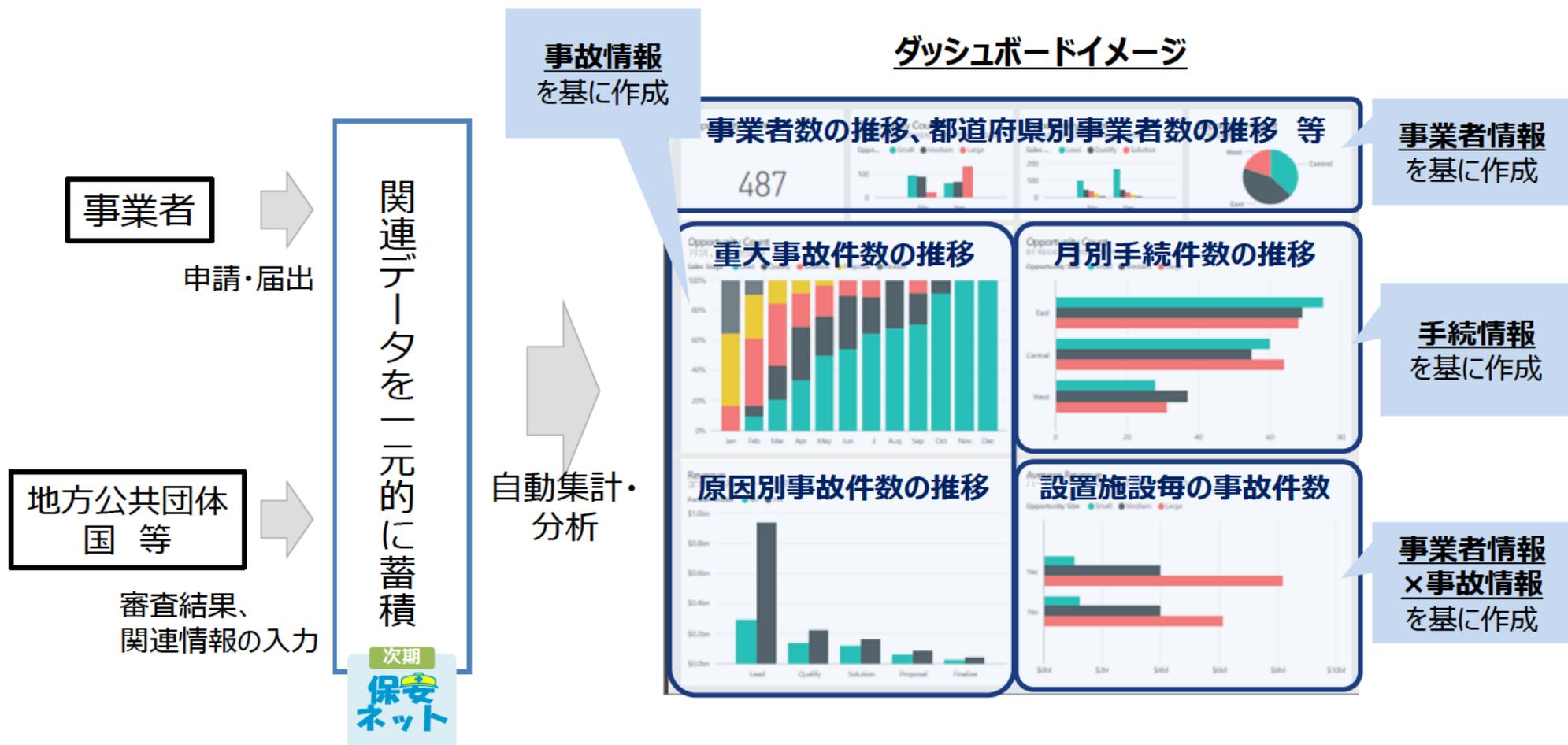
手続の中には、手数料が必要、添付書類が多い、完成検査で紙を持ち込まざるを得ない等、オンラインになじまない手続がある



- 今後の動向や課題への対応方針案等を示しつつ、自治体に国主導のオンライン化システム(保安ネット)への理解を深めてもらった上で、導入を検討してもらう。
- 初期は見直しを図りながら運用する必要があることから、**初期段階においては、本取組に積極的な自治体を対象とする想定。**

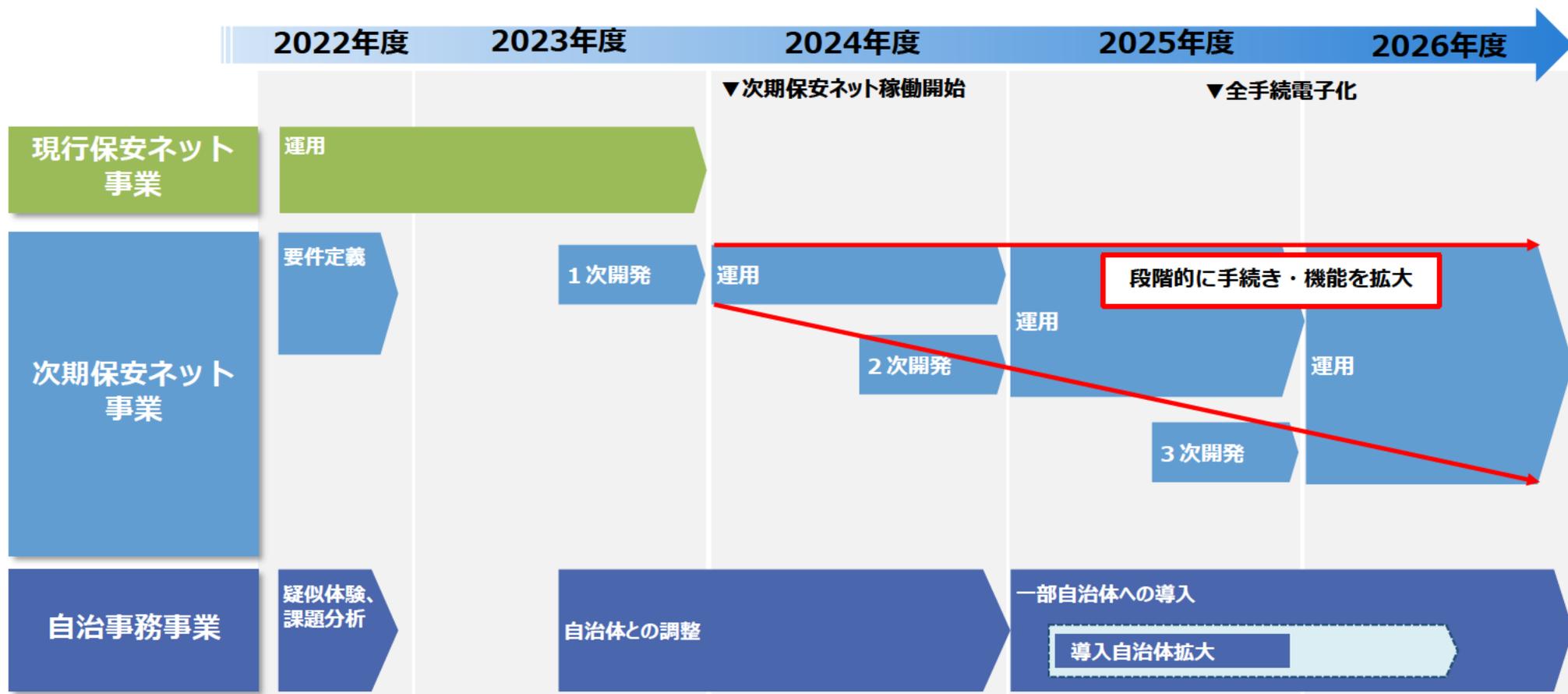
## 2.4 次期保安ネット 利便性向上のための機能例 - データ集計分析機能 -

- 保安ネットに蓄積されているデータを、極力手作業をすることなく、自動的に集計・分析。
- 審議会資料や各種報告書等の作成の他、事故リスクの高い事業者等を分析等に活用予定。



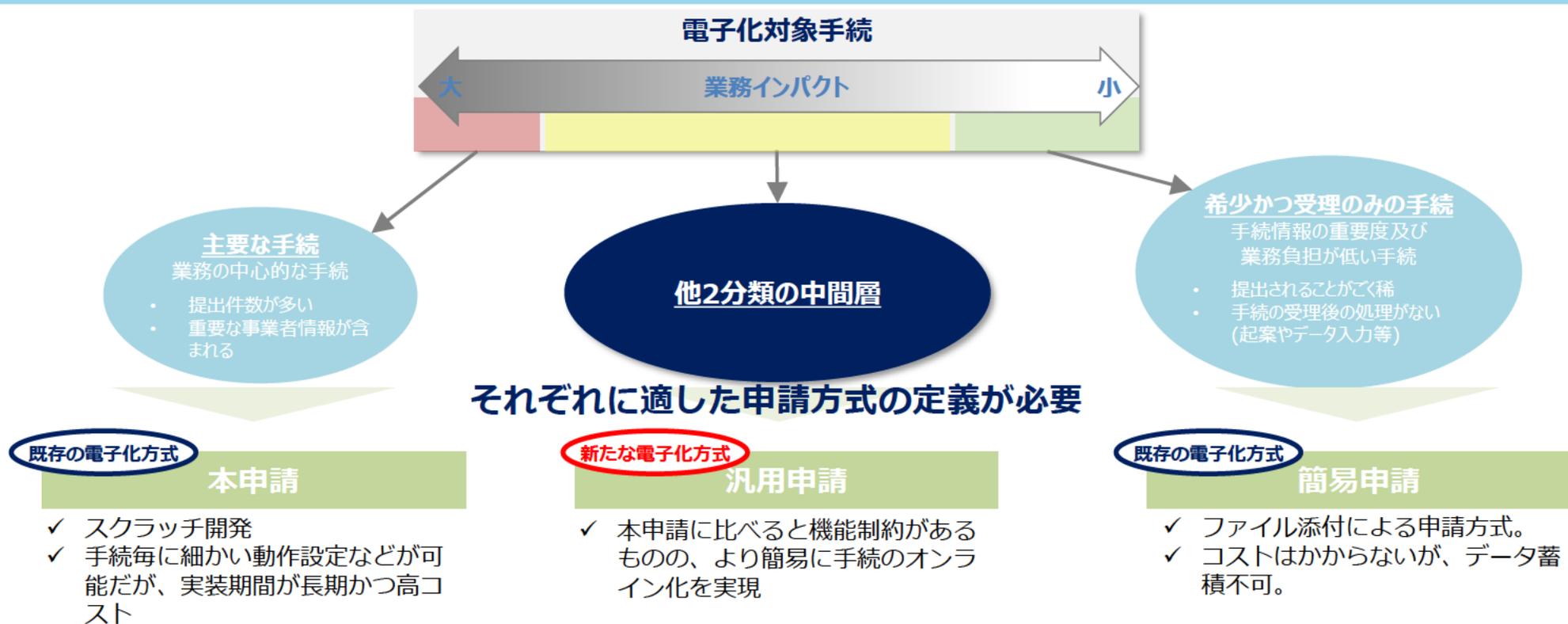
## 2.5 今後のスケジュール（予定）

- 2023年7月頃から、次期システム設計・開発に着手。費用対効果の高い手続から段階的にオンライン化を行うほか、利便性向上のための機能も実装していく。
- 自治事務の手続も、2024年度中に、一部自治体での運用を開始を目指す。



# (参考 1) 利便性向上のための機能例① - 汎用申請機能の導入 -

- これまでは、一つ一つの手続をスクラッチ開発してきたが、この開発方式では、残りの1000手続を電子化するには金銭的にも人的にもコストがかかる。
- 次期システムでは、新たな申請方式として、「汎用申請機能」を導入。申請項目や決裁ルート等を設定したエクセルを保安ネットに取り込むことで、大量の手続を効率的に申請画面をつくることが可能に。(汎用申請では、職員自らが申請手続を電子化する想定)



# (参考2) 利便性向上のための機能例②

## - 要対応手続き、未処理案件の見える化 -

- 受理待ち、審査中等の案件数を見る化し、審査漏れ、審査の長期化を防ぐ。

### ■ 画面イメージ

**事業者**

ステータス	件数
作成中	106件
受理・審査待ち	31件
問合せ中	26件
事前相談中	1件
手数料納入待ち	1件

**審査者 (抜粋)**

ステータス	件数
受理・審査待ち	31件
問合せ中	26件
事前相談中	1件
手数料事前確認中	1件

# (参考3) 利便性向上のための機能例③ –リマインド機能–

- 定期報告が必要な手続等について、事業者の報告漏れを防ぐため、あらかじめ、通知先のメールアドレスを設定することで、報告時期が近付いたタイミングでリマインドメールを自動的に送付。

## ■ リマインド機能のイメージ

トップメニューからリマインド通知先を設定しておく。(※本メニューですでに登録されているメールアドレスの初期表示/登録解除も可能とする想定)

定期報告系手続リストを作成し、登録しておく。

対象手続	提出期限	リマインドタイミング
災害月報	翌月の末日まで	1週間前
消費機器調査結果年報	翌年2月末日まで	1か月前
ガス事故年報	翌年2月末日まで	1か月前
導管改修実施状況	翌年6月末日まで	1か月前
...	...	...

Image

